

校務分掌から見る 第五高等学校時代の漱石

村田由美 五高記念館客員准教授

一、はじめに

漱石が、50年間の生涯で、職業作家として活躍したのは10年。処女作『吾輩は猫である』の発表から数えると12年である。これに対して教師としての生活はおよそ12年に及ぶ。初めて教職に就くのは、明治19(1886)年9月ごろのことである。第一高等中学校予科在学中、自活を決意して友人の柴野(中村)是公と、「江東義塾」でおよそ1年間、午後2時間英語で地理や幾何を教えたという。その後、明治25(1892)年5月、帝国大学文科大学英文科3年の時に東京専門学校の英語講師となり週2回(後3回)出講。26年には高等師範学校の英語嘱託として週2回出講し、2校とも明治28(1895)年3月まで続けた。いずれも非常勤であり、英語の授業のみの担当であった。

明治28年4月、菅虎雄の斡旋によって赴任した愛媛 県尋常中学校では、「八時出の二時退出」(明26・5・ 26付正岡子規宛書簡)で担任等もない。同僚と話すこ ともほとんどなく、職員室でも俳句集を手放さなかった という。同年10月に起きた生徒の住田昇校長排斥スト ライキに不快感を強くし、明治29(1896)年漱石は再び 菅の斡旋で第五高等学校に赴任した。

明治33(1900)年、漱石は五高教授として、熊本に籍を置いたまま英国に留学し、帰朝後は熊本に帰ることはなかった。明治36(1903)年3月五高を退職し、4月から40(1907)年3月まで帝国大学文科大学・第一高等学校で、明治37(1904)年9月からは明治大学予科でも教職に就くが、いずれも講師である。つまり、漱石は熊本においてのみ、初めて教師としてあらゆる学校行事に参加し、教務、人事など学校行政にも関わった。

それは、漱石が望んだ生活ではなく、適当な職があれば 東京に帰ろうと身構えていた。しかし、やがて漱石は、 子規や鏡子の父・中根重一の就職斡旋も断って熊本に 腰を据えることになる。「教育者夏目金之助」がここに誕 生したのだ。熊本時代の漱石は、この「教育者」としての 視点なくしては、語ることはできない。

漱石が、熊本に来たのは明治29年4月13日のことである。熊本での生活が4年以上になることなど、当時の漱石は想像もしていなかっただろう。『龍南会雑誌』第46号(明29・4・7)「雑報」に「諸講師来任」の見出しで「夏目金之助氏。吾校の英文学に於ける佐久間教授あり。吾人窃に以て相誇れり。而して今夏目文学士の来任に会す。吾人は本校の為に其人を得たるを喜ぶ。願はくば吾校の為に、又た斯道の為めに、各その特長を発揮して吾校をして他校の後に瞳若することなく、またこれを学ぶものをして其の望を満たしめ、以て斯道に大に尽されんことを」と報じている。

漱石は、明治29年4月30日辞職する田中勘三郎の後任として赴任した。第五高等学校という官立学校の教師になったときから、官位が授けられることになる。9月10日付で漱石は「正七位」に叙せられた。江藤淳は『漱石とその時代』で「正七位高等官六等は、陸海軍武官でいえば大尉である。彼は今や国家の官吏であった。国家と彼とのあいだには、愛媛県尋常中学校教諭のころには存在しなかった密接なきずなが生れていた」と書いている。

さらに、漱石が幼い頃『小学読本』で学んだ「賢きものは、世に用ゐられて、愚なるものは、人に捨てらるること、常の道なれば、幼稚のときより、能く学びて、賢きものとなり、必無用の人と、なることなかれ」という語が「ロン

ドン留学までの生活の基調音を決定していると言ってもよい」(『漱石とその時代』第一部)と述べている。江藤は『道草』の世界を熊本時代の漱石と鏡子に反映しているので、「妻の流産と心身の不安定によって『家庭』が動揺している以上、金之助は『国家』に自分の役割の意味づけを求めるよりほかなかった」(同前)と言い、「第五高等学校教授としての義務を、意外なほど忠実に果している」(同前)と驚いている。しかし、熊本時代の漱石が松山時代と打って変わって教育に力を注いでいるのは、何よりも漱石が五高で教師として期待されたからである。校長の中川元は、英語教育を特に重視していた(1)。

しばしば引用されるが、五高赴任から1年後、明治30年4月23日付正岡子規宛書簡で「当地の校長は是非共居つて呉れねば困ると懇々の依頼なりし故宜しい貴公が夫程小生を信じて居るならば小生も出来る丈の事はすべし又教師として世に立つ以上は先づ当分の処御校の為に尽力すべしと明言したり」と述べ、漱石が五高の教師として腰を据えていく様子が推察できる。漱石は、信頼されればされるほど、それに応えようとする人だった。

むろん「教師をやめて単に文学的の生活を送りたきなり」 (明30・4・23付正岡子規宛書簡)というのが、本心であったとしても、「目下仮令如何なるよき口ありとも自ら進んで求むる意なく」と、同じ教師をするのなら「現在の地位にて少し成績を現はし」(同前)たあとで動きたいと述べるのだ。

松山時代の漱石が「わしに文法も何もかも時間を持たせれば、君等をもつと解るやうにしてやるのだが」と言ったという真鍋嘉一郎の回想(「夏目先生の記憶」『漱石全集』月報)もある。松山でも、漱石は生徒の英語力を上げるために望まれるならそれに応える用意は充分にあったということだろう。しかし、学校も生徒も漱石にそれを求めなかった。

漱石は、優秀な生徒を育成するためには、何よりも教師の質を重視した。江藤が述べるように「動揺」している家庭を抱えながら、教育に邁進することができただろうか。『道草』に描かれた熊本時代と思われる描写を、そのまま熊本時代の現実と見ることは避けなければならない。

一方、漱石の行動は、高等学校の教師にふさわしいものとして規制されたのは間違いない。儀式の際には職員の並ぶ位置も決められていた。その位地は最初の年こそ教頭の桜井房記から数えて6番目だが、翌年以降は3番目か4番目、明治33年4月24日には桜井校長のもとで教頭心得を命じられ、官位も従六位に叙せられて

いる。教職員の中で筆頭である。前掲正岡子規宛書簡で明らかにしたように中川校長の信頼を得て、「出来る 丈の事はすべし」という決意をして教育に打ち込んでいく のである。それは具体的にどのような仕事であったのか、 それを明らかにしていきたい。

二、監督の仕事

漱石は、赴任そうそう大学予科第1部文科2年級の監督主任を命じられている。これは明治29(1896)年3月25日付で退職し、宮崎県尋常中学校校長として赴任した教授湯原元一の後任人事である(2)。明治29年9月の新学期には、大学予科第2部2年甲組の監督主任を命じられ、30(1897)年4月には大学予科第2部2年甲組監督、同年9月には大学予科第1部生徒監督、31(1898)年9月には大学予科第1部生徒監督主任及び第1部文科2年生徒監督を命じられる。32(1899)年9月には大学予科第1部生徒監督主任及び大学予科第1部第3学年法科乙組生徒監督。漱石は明治33(1900)年5月に文部省から留学を命じられるが、7月、法科の生徒の卒業を見送ってから熊本を発っている。

また、30年6月3日には入学試験委員、同22日には 大学入学志望者学力検定試験委員、30年10月には 英語学科主任、32年6月大学予科英語科主任、同6月 文科大学入学志望者学力検定試験委員、33年6月に は帝国大学医科大学、法科大学入学志願者学力検定 試験委員長、及び法科大学入学志願者学力検定試験 委員を命じられている。しかし、これらの仕事の実態に ついて記したものはこれまでない。

大学予科は、明治27年の「高等学校令」の制定により設置されたもので、主に大学進学を目的とする。この「高等学校令」で第五高等中学校が第五高等学校と名称をかえ、その第二条で専門学科の習得だけでなく「帝国大学ニ入学スル者ノ為」の「予科」の設置を許可した。ただ、文部省の思惑と異なり、各高等学校は専門学科の習得ではなく、大学に行くための予科が中心となっていくのだが。五高では、明治30年9月に工学部も設置された。予科とは違い、修業年限は4年である。

生徒監督主任は、今でいうところの学年主任、生徒 監督がクラス担任である。この監督の制度は、第一高 等中学校では明治22(1889)年9月「教員分担規則」 が決められたことが『第一高等中学校一覧』(明治21



~23年) に書かれている。全文八条からなる。 「教員分担規則」

第一条 生徒毎組ニ担任教員ヲ置ク

第二条 担任教員ハ受持教員ノ中ヲ以テ之ヲ充ツ

第三条 担任教員ハ分担生徒ヲ統率シテ之ヲ薫陶スルハ勿論其他該組一切ノ青ニ任スヘシ

第四条 担任教員ハ分担生徒ノ品行ヲ審査シ其正 不正ヲ鑑別シテ之ヲ手控ノ一欄内ニ記入 シ置キ学年ノ終リニ於テ及第ノ参考ニ供ス ヘシ

第五条 担任教員ハ毎週ノ終リニ分担生徒ノ欠席 ノ度数并出席ノ常ナルト否ラサルトヲ調査 シ之ヲ出欠簿ノ一欄内ニ記入シ置キ学年 ノ終リニ於テ及第落第ノ参考ニ供スヘシ

第六条 担任教員ハ常ニ分担生徒ヲ訓誨シテ礼譲 ヲ守ラシメ人ニ対シ無礼ノ挙動ナカラシム ヘシ

第七条 教場内ノ静粛ハ教育上最大ノ要務ナレハ 担任教員ハ分担生徒ノ言語動作等ニ注意 シ喧噪乱雑ノ事ナカラシムヘシ

第八条 担任教員ハ分担生徒ヲシテ其教場内ヲ清 潔ニセシムルノ風ヲ奨励スヘシ

これは、明治28年に『第一高等学校一覧』の「教員 分担規則」が「教官分担」と名称が変わり条文の「教員」が 「教官」に書き換えられて以降、昭和3(1928)年に一部 改定されるまで内容は変わっていない(3)。担任は、生徒 を「訓誨シ」「薫陶スル」ことが重視されていただろうが、 生徒の出欠や素行の調査は学年末に、当該生徒の及第 に加味するという点が注目される。

では五高ではどうだったのか。『第五高等学校一覧』にはこれに当たるものは掲載されていない。しかし、『龍南会雑誌』(第10号、明25・10・20)の記述によると校長の嘉納治五郎によって明治25(1892)年9月から始められたようだ。

雑誌によると、嘉納が入学式の講演で「各組には監督教授を定め生徒各自の平素の情況を詳にし且つ本校教育の精神を各生徒に貫徹せしむるの道を図れり」と述べた事が記され、「○各組監督と学課主任」という項目では「前項校長演説に在る主意に基き先般来各教授をして各組監督を分担せしめられしが本月廿七日更に本学年中各組監督を定められたり」と本科1部1年、同2年、本科2部1年、同2年、予科1級甲、同2級甲、同3級甲、

予科1級乙、同2級乙、同3級乙、補充1級甲、同乙、同丙、補充2級の各担任、さらに学課主任が定められたことが記されている(4)。この「監督」は一高のものとは異なり、嘉納の精神を酌んだものとなっているようだ。嘉納は先の入学式の挨拶で「諸子今や本校に入りたる以上は職員及旧来の生徒と一家族の関係を生じたる者なれば常に互の間に一家同般の和合なかる可からず新旧生徒の間に毫も隔意ある可からざるなり」(『龍南会雑誌』第10号)と述べている。これは一高で担任が出欠や生徒の素行を、学年末の落否に加味するとして、生徒を取り締まるような意味合いの強い規則とは、かなり異なっている。

嘉納は五高の校長として赴任以来、出張も多く、各地を飛び回っていたようだが、この入学式における講話どおり生徒に親身に接することを実践した。前掲『龍南会雑誌』には「○応接日」の題で「自今嘉納校長は毎週木曜日午後三時より同六時迄毎月第三日曜午前九時より同十一時迄成るべく外出を止め生徒一身上の事件其他万事の相談に応ぜらるべしと」と記されている。嘉納は、生徒をわが子のように見守り、親身に相談に乗ろうとしていた。この嘉納の精神は、漱石赴任当時も存在していたようだ。それを証明する興味深い資料が五高記念館に残っている。それは『自明治三十年至仝三十五年職務例規』と表書された資料で、その中にある「監督規程」と題されたものである。

明治32(1899)年4月5日に出た「文部省直轄学校 官制中改正」についての伺い文である。「改正」では、 直轄学校の増加に伴う条文の訂正、校長、教授の身分に 関する改正などが行われたが、これについて、五高では 次のような文部省への伺いの文書を提出していた。

①「教授職務ノ件ニ付伺案」

文部省直轄諸学校官制第八條ニ教授ハ勅任又ハ 奏任トス生徒ノ教授ヲ掌トルト有之候処右ハ学科 ノ教授ヲ担当スルノミニシテ学科以外ニ於テ生徒 ヲ教導啓誘スルノ責ヲ分担セシムル T能ハサル儀 ニ候哉又ハ生徒ヲ教授スルトハ学科ヲ授クルハ勿 論尚ホ生徒ヲ教導啓誘スルノ責ニ任セシムヘキモ ノナル哉聊カ疑義ニ渉リ候条何分ノ御指揮ヲ仰度 此段相伺候也

明治三十二年六月

校長

文部大臣宛

② 依頼案

本日文部省直轄諸学校官制第八條ニ記載セル教 授職務ノ儀ニ付疑義有之伺書差出候処右者当校 ニ於テ従来ノ慣行上生徒各組毎ニ教員一名若ク ハ二三名ノ監督ヲ附シ来リ候得共別ニ規定ヲ設ケ テ厳然タル一ノ職掌トモ不致随テ其効力微弱ニ有 之候然ルニ目下生徒ノ風紀壊頽ノ傾向漸ク浸染 ノ虞アルヲ認メ候ニ付外部ヨリハ舎監ヲシテ取締 方ヲ厳重ニ為シ又内部ヨリハ教職員ヲシテ生徒ヲ 教導啓誘セシメ内外相俟テ教育ノ効ヲ奏シ度而シ テ多数ノ生徒ニ対シ教導啓誘ノ実ヲ行フニ方テハ 亦多数ノ教官各自ニ少数ノ生徒ヲ分附シ親炙訓 誨ヲナスニ若カスト思惟シ別紙ノ通リ規定ヲ設ケ 来学年ヨリ実施致度候処校長職務規定第四条ニ 校長ハ教官ノ学科担任ヲ定メ事務員ノ各課ヲ命ス ト有之候ニ付テハ縦シ伺書後段ノ通リト御指揮相 成候トモ前陳規定実施ノ儀ハ越権ノ嫌ナキニアラ ズ旁懸念ノ次第二候条此邊可然御酌量ノ上何分 ノ御指揮相成候様御取計相成度御依頼旁事情具 陳候也

明治三十二年六月

中川第五高等学校長

上田専門学務局長殿

尚別紙監督規定ノ外之ニ付属スル監督者心得モ 起草中ニ有之候即チ監督者ハー人ニテ生徒凡十 五名宛ヲ受持チ引続キ三ヶ年間同一生徒ヲ引受ク ル仕組ニ候其他家庭ト連絡ヲ通スルヿ舎監ノ取締 ト内外相応スルコ等数十項ヲ設ケ監督者ハ皆同 一ノ方針ニ出デシムル計画ニ御座候為念申添置 候也

③「監督規定」

第一條 生徒若干名ゴトニー人ノ監督者ヲ置ク

第二條 監督者ハ学校長職員中ニツキテ之ヲ命ズ

第三條 監督者ハ其受持生徒在学中ノ行為ヲ監 督シ学業ヲ督励スル者トス

第四條 監督者ハ其受持生徒ノ欠席又ハ寄宿生 ノ下宿若クハ外泊ノ願書ニ捺印スル者トス

第五条 監督ハ者其受持以外ノ生徒ト云トモ其 行為学業ニ注意シ其監督ト互ニ相救フ 者トス

これは6月21日に文部省に送達済みとなっている。

提出された書類には「心得」は添付されなかったがその 案は五高の資料に残っている。

④「監督者心得」

- 第一条 生徒ノ身上ニ就テハ左ノ各項ニ注意スルフ
 - イ 家庭ト連絡ヲ通シ其性行ヲ問質シオクヿ
 - ロ 本人ニ就テ其郷里ノ情況ヲ聞キ其家族 ヲ尋ネ其家計ノ都合ヲ詳ニスルヿ
 - ハ 学資金ナトハ成へク預置キ濫費ナカラシ ムルコ
 - ニ 疫病ニ罹リタル者アルトキハ其保證人ト 共ニ周旋ノ労ヲ執ルヿ
 - ホ 欠課スルトキハ其事情ヲ名記スヿ
 - へ 受持教員ニツキテ其成績ノ良否ヲ取調べ 一方ニ偏セサルヤウニ督励スルコ
- 第二条 校内ニ於テハ其生徒ヲシテ左ノ不行為 ナカラシムルヤウニ訓誨ヲ施スヿ
 - イ 制服制帽ノ制ヲ乱ルコ
 - ロ 楼上廊下ニ痰唾ヲ吐ク等凡テ不潔ノ行 為アルコ
 - ハ 本館等入口ニ下駄ヲ脱棄ツルヿ
 - ニ 教室或ハ廊下ニテ喫煙スルフ
 - ホ 授業中廊下ニ於テ喧噪スルコ
 - へ 白墨ヲ以テ机等ニ楽書スルヿ
- 第三条 校外ニ於テハ其生徒ヲシテ左ノ不行為 ナカラシムルヤウニ訓誨ヲ施スヿ
 - イ 制帽及袴ヲ着セズ外出スルコ
 - ロ 凡テ風紀ヲ乱ル虞ノアル場所ニ立寄ルコ
 - ハ 料理屋飲食店及下宿屋倶楽部等ニ於テ 酒ヲ飲ムヿ
 - ニ トランプ、カルタ等無益ノ遊戯ヲ時ナラス 催シ遊フヿ
 - ホ 煙草ヲクハヘテ市中ヲ歩スルヿ
 - へ 小説若クハ新聞ノ風紀ニ害アルモノヲ携 帯閲覧スルコ
- 第四条 受持生徒ノ寄宿及下宿ニ関シテハ左ノ 各項ニ注意スルコ
 - イ 已ムヲエサル事情アル者ノ外ハ勧メテ寄 宿舎ニ入ラシメ務メテ社会的ノ観念ヲ養 ハシムルコ
 - ロ 下宿屋ニ時、立寄り其内状ヲ視察スルヿ
 - ハ 寄宿生ニシテ病気或ハ事故抔ニテ下宿



セント申出ツル者アルトキハ校医及生監 ト協議スルコ

- ニ 寄宿生ノ勤惰ハ時、生監ニ問合セヨク 寮則ヲ遵奉セシムルヿ
- ホ 下宿生寄宿生ヲ論セス来訪スルトキハソ ノ用向ヲ了へ速ニ寄宿セシムルヿ

第五条 監督者ハ右ノ外左ノ各項ニ注意スルフ

- イ 校ノ内外ヲ論セス教職員ニ逢テ敬礼ヲ失 セサラシムルヿ
- ロ 時々其生徒ヲ集メテ談話シ或ハ遠足シ 其性行及其ノ長短ヲ観ルヿ
- ハ 萬一進歩ノ見込ナキ者アラハ速ニ其方 向ヲ変セシムルヿ
- 第六条 右列挙ノ外監督者ハ万事ニ注目シ能ク 公平ノ見ヲ持シ回護ノ契ナカランフヲ要ス

⑤ 監督職員規程

- 第一条 教職員ハ学校長ノ命ヲ奉シ各自生徒若 干名ノ監督トナリ在学証書ニ連印スル 者トス
- 第二条 監督トナリタル者ハ三年間通シテ其受持 生徒ノ行為ヲ監視シ善誘ノ責ニ任スル 者トス
- 第三条 監督トナリタル者ハ其受持生徒ノ学力ニ 注意シ其欠席届ニ捺印シ督励ノ責ニ任 スル老トス
- 第四条 監督者ハ其受持生徒ニ向テ万事訓悔ヲ 加へ猶其他ノ監督ニ属スル生徒ノ不行 状ヲモ見認ムルトキハ直ニ注意ヲ加へ其 監督ニ通告シ互ニ相救フ者トス

とある。⑤は文部省に提出した③より、さらに生徒との関係を強めたものになっている。②にあるように、五高では「従来ノ慣行上生徒各組毎ニ教員一名若クハ二三名ノ監督ヲ附シ来リ」と、「厳然タル」「職掌」ではないが、組毎の「監督」を行ってきたことが記されている。しかし現在は「生徒ノ風紀壊頽ノ傾向漸ク浸染ノ虞」があるので外部からは舎監、内部からは教職員によって「生徒ヲ教導啓誘」するため、さらに「多数ノ教官各自ニ少数ノ生徒ヲ分附シ親炙訓誨ヲナスニ若カス」との考えから、「規定」を設けたいという文部省への打診である。

この文書から見る限り明治32年時点での生徒監督 には、嘉納の精神が受け継がれている。漱石が「監督」 をしたのは、このような五高の体制下であった。漱石が大学予備門(のち第一高等中学校)の学生だったときは、このような担任制度はなく、教場係(のち教務係)が、出欠や成績、進級などの処理をした(5)。明治19(1886)年7月腹膜炎のため試験を受けられなかった漱石は留年する。これは、本来ならば追試験を受ける条件を満たしていたにもかかわらず、漱石の言葉を借りれば「追試験を願つたけれども、合併の混雑やなんかで忙しかつたと見え、教務係の人が少しも取り合つて呉れ」(「落第」)なかったためであった。漱石は、友人たちが追試験を受けるように勧めたにもかかわらず、落第し予備門の2年級を再履修した。これを機に、漱石が人の「信用を得るには何しても勉強する必要がある」(「同前」)と考えて、真面目に勉強し、以後首席を通したことは有名な話である。

漱石も嘉納と同様の教育観を持っていた。それは 松山時代の『保恵会雑誌』に掲載された「愚見数則」や、 第五高等学校の紀念式で読んだ「祝辞」にも明らかであ る。「愚見数則」で漱石は昔の書生を例に挙げ、生徒は 「先生を敬ふ事、父兄に過ぎたり、先生も亦弟子に対する 事、真の子の如し、是でなくては真の教育といふ事は出 来ぬなり」と述べている。また、五高の開校記念式典で 職員代表として述べた「祝辞」では、「師弟ノ和熟ハ育 英ノ大本ナリ」といい「師ノ弟子ヲ遇スルコト路人ノ如ク 弟子ノ師ヲ視ルコト秦越の如クンバ教育全ク絶エテ国 家ノ元気粗相セム諸子笈ヲ負テ斯校ニ遊ブ必ズ当ニ校 舎ヲ以テ吾家トナスノ覚悟アルベキナリ」と「愚見数則」と 同様の主張がここにある。生徒が学校を一時宿泊する 「旅館」のごとく思い、教師も生徒を旅人のように遇し、 生徒が教師と敵対すればとうてい理想的な教育などで きない。漱石は「天人一体自他無別」を理想として挙げ る。しかも「諸子今学生タリト雖モ其一言一動ハ国家ノ 全局ニ影響スルナリ」と国家を率いていくエリートとして の心構えを述べていることも注目される。そこには「強国 ノ隙ヲ窺フハ外患ナリ」という時代の影響もあったことを 忘れてはならない。五高時代の漱石はこの「師弟」の 「和熟」を理想とし、実践したのである。それは五高の このような「監督」制度とも符合した。

漱石と嘉納治五郎との間には、著名なやりとりもあった。漱石が、高等師範で初めて嘉納と会ったとき「さうあなたの様に教育者として学生の模範になれといふやうな注文だと、私にはとても勤まりかねるから」と漱石が逡巡すると「否さう正直に断られると、私は益々貴方に来て頂きたくなつた」と嘉納が言って漱石を手離さなかっ

たというのだ(「私の個人主義」)。高等師範で教鞭を執ることになった漱石は、「教育者として偉くなり得るやうな 資格は私には最初から欠けていたのですから、私はどう も窮屈で恐れ入りました。」(前掲)と言うように高等師範 学校では自身の教育成果についてほとんど自信を持て なかったようだ。嘉納校長は「貴方は余りに正直過ぎて 困る」と言ったという。しかし当時の漱石には「何うあつ ても私には不向きな所だとしか思はれませんでした」 (「私の個人主義」)という思いから、松山へ行くことにな る。松山は1年で嫌気がさし、第五高等学校へ赴任す ることになるのだが、中学校から高等学校へと教育に 携わる中で漱石の意識は確かに変わっていったのでは ないか。

生徒指導のための規則も残っているのでそれも挙げる。

⑥ 生徒風紀取締方法

禁制

- 一 制服制帽ノ制ヲ厳ニスル事
- 一 貸座敷寄席劇場凡テ風紀ヲ乱ル虞ノアル場所ニ 立寄ルヲ禁スル事
- 一 飲酒ハ格別ナル儀式ノ場合ヲ除ク外ハ如何ナル立 場ニテモ之ヲ禁スル事
- 一 喫烟ハ寄宿生ハ喫煙室通学生ハ控所ノ外之ヲ禁 スル事
- 一 猥褻ノ小説等ヲ閲覧スルコトヲ禁スル事

取締役員及保証人

右ノ禁制ヲ励行センニハ寄宿舎ニ数名ノ係員ヲ置キ 生監之ヲ督シ教職員ハ各生徒若干名ノ保証人トナリテ 其ノ逮ハサル所ヲ済ヒ一致協同万事生徒ノ行為ヲ監視 スル事其注意ハ左ノ如シ

生監ハ係員ヲ督シ左ノ件々ニ注意スルフ

- イ 寄宿生通学生ヲ問ハス外出スルトキ制服制帽 若クハ制帽着袴セサルモノハ其都度取糺スヿ
- ロ 家庭及保証人ト気脈ヲ通シ内外相救フヿ
- ハ 下宿屋等ヲ各分担シテ時々巡検スルコ
- ニ 監督ノ官庁ト連絡ヲ通シ其逮ハサル所ニ便 宜ヲ得ル様ニ取計ヒ置クヿ
- ホ 寄宿舎生ニシテ下宿退寮ヲ願出ツル者アルト キハ保証人及校医ト協議ノ上万々已ムヲエサ ル者ノ外ハ許可セサルコ

教職員ノ保証人タル者ハ左ノ件々ニ注意スルコト

イ 郷里家族家計ノ都合等ヲ問質シ能ク其事情 ニ通シテ訓誨ヲ加フルコ

- ロ 已ムヲエサル事情ノアル者ノ外ハ勧メテ寄宿 舎ニ入シムルコ
- 下宿セシムルトキハヨク其下宿屋ヲ取調べ承 認セサル下宿屋ニハ決シテ下宿セシメサルコ
- ニ 其他万事保証セル生徒ノ行為ヲ監視シ生督 ヲ援助スルヿ

罰則

右取締ノ方法ヲ立タル上ハー々其取締規則ニ位 背シタル者ヲ取糺シ罰則ニ照シテ之ヲ処罰スル事 明治三二年五月二四日

「喫煙」については、寺田寅彦は、15、6歳頃の中学時代に初めて煙草を吸ったことを「喫煙四十年」という随想に述べているが、当時は中学生から煙草を吸うことも多かったため、煙草による火災を案じて、喫煙室での喫煙を定めていた。しかし、寝たばこなどによる畳の焦げなども少なくなかったようだ。明治33(1899)年4月1日には「未成年者喫煙禁止法」が施行されたので、この規則も改められたはずだ。

これらは明治32年のものだが、突然このようなことが始まるのではなく、五高では、生徒に対して家庭の状況まで気配りをするような家庭的な関係を築こうとしていたということなのだろう。漱石の熊本在籍時代、こうした細かな生徒を取り締まる規則があったことも興味深い。

漱石が書生を置き始めるのは、明治30年9月以降で ある。同年7月、父の死去に伴い、それまで実家に送金 していた10円を送る必要がなくなり、大学への月7円 50銭の返済が終わったことで経済的な余裕ができたた めでもあった。これまであまり知られていないエピソード で昭和54(1979)年2月9日付「熊本日日新聞」(夕刊) に掲載された真下五一氏の「温情の香り残した漱石」と いう記事がある(6)。それによると、漱石の教え子であった 宇木幸吉という生徒が、漱石の授業中に喀血し、漱石 から郷里に帰って療養するよう勧められたが、数日して 具合がよくなると登校してきたので、漱石が名を伏せて 毎日牛乳を届けていたというのだ。宇木は、何度か牛 乳屋に問いただしたが、送り主がわからなかったため、 実母が送ってくれているものと思っていたら、漱石の留学 で送っていたのが漱石だとわかったのだという。宇木は 明治30(1897)年、五高の大学予科第1部法科入学 となっているが、この年の学籍簿は見当たらず、おそらく この年留年したものと思われる。明治34(1901)年7月 に五高を卒業し、京都帝国大学に進学している。漱石は



明治30年9月には大学予科第1部監督をしているので、 宇木について親身に世話をしたのかもしれない。宇木が 漱石の担当の生徒であったかどうかはわからない。⑤ の「職員規定」に、教職員は、「各自生徒若干名ノ監督 トナリ在学証書ニ連印スル者トス」とある。しかし、宇木 の在学証書には、漱石の名も、その他の五高教師の名 前も記されていない。現存する生徒の在学証書には必ず 2人の保証人の名を記すことが定められ、そのうち1人 は熊本市内または学校から1里以内に居住する者と定め られているが、教職員でなければならないとは定められ ていないので、この「職員規程」に書かれている詳細は 不明である。現存する在学証書に漱石の名前があるの は、松山時代から知っている三好森太郎ほか15名の 生徒である(7)。

漱石が熊本を離れる際、漱石とともに上京した湯浅 廉孫の在学証書に漱石の名前があるのは注目される。 湯浅は明治28年に五高に入学しているが、その際の保 証人は五高の教授であった、菅虎雄と大幸勇吉であっ た、しかし、明治29年8月に大幸が、30年8月に菅が 非職になると、漱石がその後をうけて副保証人になった ようだ。廉孫が漱石の書生となったのは明治32年1月 からである。宇木は、漱石が胃潰瘍で入院したことを新 聞で知ると、見舞いに駆けつけ、再会を果たしたという。 漱石は、宇木のことをよく覚えていて、その成功を手を 取って喜んでくれたという。寺田寅彦を始め、五高時代 の生徒とのつながりの強さは、無論漱石の人柄もあった だろうが、先生と生徒を親身に関わらせる五高の教育 方針に由来するところもあったと思われる。

三、主任の仕事

「主任」の仕事については、前掲の資料に、以下のような「規程」があったことがわかった。

明治三二年六月一九日 学科主任規程制定ノ件

学科主任規程別紙之通制定相成可然哉相伺候也 但本規程発表ト同時ニ従来ノ学科主任ハ辞令ヲ 用ヒス免セラレタル旨通知儀可然哉併セテ相伺候也

学科主任規程案

一 工学部ニ於テハ土木科、機械科、英語科、数学科、

- 大学予科ニ於テハ倫理科、国語科、漢文科、英語科、独語科、仏語科、歴史科、数学科、物理科、化学科、体操科、ニ各学科主任一人ヲ置ク
- 一 学科主任ハ教授中ニ就キ之ヲ命ス 但時宜ニ由リ講師若クハ助教授ニ学科主任心 得ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 第一項ニ掲ケタル学科中特ニ学科主任ヲ置カサル 場合ニハ工学部主事若クハ教頭ヲシテ事取シ
- 一 学科主任ハ校長及工学部主事若クハ教頭ノ指揮 ヲ受ケ其学科ニ関シ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一学科程度
 - 一授業方法
 - 一客年級ノ連絡
 - 一教科書選定
 - 一受持分担
 - 一試験問題
 - 一採点標準
 - 一書籍、機械、標本等ノ購求
 - 一其他授業及試験ニ関スル事項

とある。漱石が英語科の主任になるのは、前任の佐久間信泰が明治30年7月に非職となった後、10月1日からである。その大きな仕事の第一が11月の福岡・佐賀の中学校参観である。漱石は明治29年の五高入試からその出題に関わっていたが、あまりの成績の悪さがこの出張につながったと思われる。参観を終えて、漱石は中学校の授業の大半が訳読中心で、生徒も教師も文法や発音などに注意を払っていないことに気づかされる。明治31年度の入試では、訳読中心の問題から「プラチカルノ方面ヲモ試験スルコト」(「協議会記録」)になるのである。

漱石が授業に使った教科書については、まだ充分な調査ではないが、当時の生徒の回想などから、シェークスピアの『ハムレット』『オセロ』、ダイナ・マイア・クレイク『ジョン・ハリファックス・ジェントルマン』、ド・クインシー『阿片常用者の告白』、フィリップ・ハマートン『ヒューマン・インターコース』などがわかっている(詳細は別項「漱石が使った教科書」参照)。試験問題には、ジェームズ・ボーズウェル『サミュエルジョンソンの生涯』、チャールズ・ラム『薄い同情』、ロード・バイロン「審判の夢」など、様々なものからの出題が見られるが、それらが教科書であったかどうかについては不明である。

四、教頭の仕事

教頭については、明治19年4月29日「高等師範学 校高等中学校東京商業学校官制」では高等中学校の 職員として

学校長 高等師範学校ハ勅任二等又ハ奏任一等二

等、高等中学校東京商業学校ハ奏任自一

等至三等

教頭 奏任自一等至四等

教諭 奏任自一等至六等

幹事 奏任自四等至六等

助教諭 判任

舎監 判任

訓導 判任

高等師範学校ニ限リ之ヲ置ク

書記 判任

となっている。この勅令は明治20年10月、同23年3月に、女子高等師範学校や東京工業学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京盲唖学校などを制定題名に加えて改正されてきたが、明治23年10月には、「高等師範学校」をはじめとして、各校の「官制」が全面改正された。その際、「教頭」の名称はいずれの官制からも外された。

ここで「高等中学校」は「高等ノ普通教育ヲ授ケ及大学並高等専門学科ノ学習ニ須要ナル予備ヲ為サシムル所」と定義され、全国を5区に分けて1区に1校置かれることが明記された。職員は校長が奏任三等以上、教授が奏任、助教授が判任、幹事は奏任四等以下、舎監は奏任五等以下判任四等以上、書記判任と規定され、第一高等学校から第五高等学校まで各教授らの定員も定められた。

第一高等学校では「校務分掌規程」によると「校務」を「教務、庶務、寮務」の3部に分け「教務部」に「教頭」、「庶務部」に「幹事」、「寮務部」に「舎監」を置くとしている。「教頭」と「幹事」は教授から選び、「教頭」は「校長ノ指揮ヲ承ケ教務ヲ整理シ教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル」とある。五高で「校務分掌規程」が裁定されたのは明治21年12月のようだ。そこでは校務を教務と庶務の2部に分け、「教務部ハ教頭之ヲ整理シ、庶務部ハ幹事ガ之ヲ管理ス」とある。

「教頭」については奥山文幸氏の詳細な研究(8)がある。 明治30年の時点で、桜井房記は教頭職ではないはずな のに、漱石が書簡で「教頭」の呼び名を使っていることに 疑問を呈し、教頭について調査されている。桜井房記に関して新たな教示を得、その後、五高資料の調査により、いくつか新たな資料も見つけた。五高では、明治23年の「教頭」の官制廃止により、新たに「教務主事」を置いたのである。

明治23(1890)年11月26日付の「教務主理ヲ置カル、議及ヒ分掌規定修正ノ件」がある。これには「客月当校官制ヲ改メラレ教頭ノ官ヲ置カレサルニ付テハ教務部ノ整理上差支不尠候ニ付教務主理ヲ置カレ教授中ヨリ之ニ任シ専ラ教務上整理ヲ命セラレ候テ可然哉相伺候右御決議上ハ当校校務分掌規程中修正ヲ要スベキ廉左案ヲ以テ文部省へ伺出可然乎相伺候也」とあり、次のような案が記されている。

玄

当校校務分掌規程中左之通修正致度此段至急御裁 可候也

年月日 校長氏名

文部大臣宛

校務分掌規程

第二条中教頭ノ二字ヲ教務主理ニ改メ同条ニ左ノ一 項ヲ加フ

教務主理ハ教授中ニ就キテ学校長之ヲ命ス (『自明治二十年至明治二十四年 職務 例規』)

この上申が認められたという書類は残っていないが、 以後五高に残っている文書に教務主理・桜井の印が 押されているので、認可されたということだろう。五高で は教頭に代わって教務主理が、その職を担うことになる。 桜井房記の履歴書によると、教頭が廃止になった明治 23年の12月16日には教務主理になっている。しかし、 この「教務主理」という役職だけではまだ十分ではなかっ たとみえ、明治26年4月27日付けで、桜井を「学校長 事務補助」を命じるよう上申している。しかし、これは受け 入れられなかった。この教務主理の印は様々な書類に 押されているが、明治30年7月17日の忌引届に押され たのが、確認できた最後のものである。桜井の印鑑は、 校長のところにも頻繁に押され、校長の仕事の補佐をし ていたことは明らかである。

「校務分掌規程」は度々改正されていることが『自明治三十年至仝三十五年 職務 例規』によって明らかである。長らく「教頭」の名称は明記されなかったが、明治31年1月24日の「校務分掌規程改正」の第9条に「本校ニ教頭、幹事及図書監理ヲ置キ教授中ニ就キ之ヲ命



ス」という一文が見える。31年1月は、狩野亨吉が五高に 教頭として招かれた時期である。書類には教頭 狩野 の印鑑が押されたものもある。桜井は、31年1月には 幹事になっているが、狩野の一高転勤により、31年12 月15日から32年4月13日まで教頭心得を兼任。狩野 の後、五高の教頭として赴任するのが松本源太郎だが、 松本も32年3月からわずか1年の教頭職であった。その 後を受け桜井が明治33年3月に教頭就任、4月、中川 校長の転任によって4月13日校長に就任する。狩野と 松本の教頭印は、書類に押された数々の桜井の印に比 べると圧倒的に少ない。明治23年から40年まで20年 近く五高に在籍した桜井房記の存在は、改めて大きな ものだったと考えられる。漱石は、その桜井の元で明治 33年4月教頭心得を命じられる。

五高の「校務分掌規程」が『第五高等学校一覧』に掲 載されるのは明治32年からで、そのほか前述した「学科 主任規程」「評議員仮規程」「教授会規程」が載ってい る。ここで校務は「教務課」「庶務課」「会計課」「生徒課」 「図書課」の5課にわけられている。「教頭」の仕事は「校 長ノ指揮ヲ受ケ大学予科ノ教務ニ関スル事務ヲ掌理ス」 とある。職員の進退、生徒の入学退学及賞罰について は「幹事」の担当である。明治32年の「幹事」は桜井房記 1人である。教頭は松本源太郎だが、教頭であると同 時に評議員も兼ねており、漱石、杉山が評議員である。 ここから見ると、教頭は「大学予科」に重きを置いた職で あり、現在の教頭とは形が違っていたと考えた方が良い だろう。教頭より「幹事」の方が学校経営上のさまざまな 権利を持っていたようである。「評議員」は校長指示に よって集められ、学校の重要な事項を決定する会議を 行っていたようだから、幹事をサポートするような立場 だったと思われる。

最後に「大学入学志願者学力検定試験員」について。 漱石は、明治30年から同委員になっているが、それが どのような仕事内容かわかる資料が見つかった。明治 32年に文科大学が五高に、ある入学志願者の学力検定 を依頼した文書と結果が残されていたのである。「学力 検定」とは、高等学校卒業でない人の学力を測るもので、 中等学校卒業でない場合は、中等学校卒業程度の能力 があるかどうかの試験も行われるのだが、その問題作成、 採点を行うのが検定委員の仕事である。五高に残って いる生徒の成績は、中等学校卒業相当の学力がないと いうものだったが、このような問題作成にも漱石は関わっていたのである。 漱石は、4年3ヶ月の熊本在籍時代こうした様々な校務 に従事したのだ。漱石の行った人事もこのような校務の 一環として行われたものであることを改めて考えなけれ ばならないだろう(9)。

注

- (1)『龍南会雑誌』(1895・11)「雑報」に中川校長が「英語会の如きものを設けて語学の練習を図るの必要」について、10月25日の演説会で語っていたことが記されている。
- (2) 村田秀明「熊本時代の漱石年譜」(「方位」第19号、平 8・9)による。湯原は明治28年10月5日に大学予科文 科2年級監督主任を命じられていた。
- (3) 『第一高等学校六十年史』
- (4) 学課主任は、単独の科目ではなく、「物理、天文、体操 桜井教授」「倫理国語漢学 秋月教授」「日本歴史、支那 歴史 打田教授」「万国歴史、地理、哲学、理財、法学 通論 大瀬教授」「数学、力学 杉山教授」「図画、測量 飯沼教授」「英学、独逸語、羅甸語 佐久間教授」「化 学、鉱物、地質 大幸教授」「動物、植物生理、衛生 中川教授」となっている。
- (5) 『第一高等学校一覧』(明治24~25年)
- (6) 多堀亞夫氏から新聞記事を提供された。
- (7) 現存する在学証書に夏目金之助の名があるのは、三好、 湯川の他には、石田光次、加東守一、河野道博、近藤映 三郎、水口隆三、久留幸吉、徳永格、太田祐三郎、横山 良盛、田中猷緒、窪田隆次郎、船田一雄、矢野義二郎、 田口俊一、の在学証書である。
- (8)「明治期における学士の英語教員と教頭職について一夏 目漱石を中心としてー(『海外事業研究』第48巻、熊本 学園大学付属海外自供研究所、2021・3)
- (9) 漱石が行った人事についてはすでに「熊本の漱石—漱石が第五高等学校で行った人事」(『崇城大学紀要第40号』 (2014・3)で論じた。